

藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市客引き行為等の禁止に関する条例（令和8年藤枝市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域の指定等の告示事項)

第3条 条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した禁止区域の名称及び区域
- (2) 禁止区域の指定の効力が生じる日

2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した禁止区域の名称
- (2) 禁止区域の指定の変更又は解除の内容
- (3) 禁止区域の指定の変更又は解除の効力が生じる日

(客引き行為等対策指導員)

第4条 市長は、客引き行為等の禁止に関する指導その他の事務を行わせるため、客引き行為等対策指導員を置くことができる。

2 客引き行為等対策指導員は、市長が任命する。

3 客引き行為等対策指導員は、第1項の事務に従事するときは、客引き行為等対策指導員証（第1号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告書)

第5条 条例第11条第2項の規定による勧告は、勧告書（第2号様式）により行うものとする。

(命令書)

第6条 条例第12条の規定による命令は、命令書（第3号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第13条第2項の証明書は、身分証明書（第4号様式）とする。

（公表）

第8条 条例第14条第1項の規定による公表は、当該公表の対象となる者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに公表の原因となる事実その他必要な事項を公告するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第14条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表の対象となった者に対し、公表通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。

（過料の処分の手続等）

第9条 市長は、条例第17条の規定による過料の処分をしようとするときは、当該処分の対象となる者に対しあらかじめ告知書（第6号様式）によりその旨を通知し、弁明の機会を付与する。

2 前項の規定による弁明は、市長が特に口頭で行うことを認める場合を除き、弁明書（第7号様式）を提出して行わなければならない。

3 市長は、条例第17条の規定による過料の処分をするときは、過料処分決定通知書（第8号様式）により、当該処分を受ける者に通知する。

（過料の額）

第10条 条例第17条に規定する過料の額は、5万円とする。

（雑則）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条までの規定は、令和8年7月1日から施行する。